

第 1109 回 高知市教育委員会 3月臨時会 議事録

1 開催日 平成 25 年 3 月 18 日(月)

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第 5 号 行政情報一部公開決定に係る異議申立てについて

日程第 3 市教委第 6 号 平成 25 年 4 月 1 日付け事務局等職員の人事異動について

4 委員長閉会宣言

6 出席者

(1) 委 員	1 番委員長	門 田 佐智子
	2 番委員	西 山 彰 一
	3 番委員	山 本 和 正
	4 番委員	西 森 やよい
	5 番教育長	松 原 和 廣
(2) 事務局	教育次長	依 岡 雅 文
	教育次長	横 田 寿 生
	教育政策課長	秋 沢 大 助
	学校教育課長	土 居 英 一
	人権・こども支援課長	岡 野 晃 之
	人権・こども支援課	中 田 正 康
	人権教育指導班長	
	教育政策課長補佐	近 森 象 太
	学校教育課学校教育班長	廣瀬 啓 二
	学校教育課人事班長	弘瀬 健一郎
	教育政策課総務担当係長	宮 田 小 町
	教育政策課主査	森 尾 美 鋼

第1109回 高知市教育委員会 3月臨時会 議事録

1 平成25年3月18日(月) 午後5時30分～午後6時20分 (たかじょう庁舎5階会議室)

2 議事内容

開会 午後5時30分

門田委員長

ただいまから、第1109回高知市教育委員会3月臨時会を開会いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は山本委員さん、お願ひいたします。

それでは、議案審査に入ります。

日程第2市教委第5号「行政情報一部公開決定に係る異議申立てについて」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

人権・こども支援課長

人権・こども支援課長の岡野でございます。

平成25年3月4日付けで、行政情報一部公開決定に係る異議申し立てが出されましたので、本件についてご説明いたします。お手元に5種類の資料をお配りしております。まず、資料1をご覧ください。本件事案は、平成25年1月25日付けで行われました「平成23年4月1日から24年12月31日までの高知市立小中学校のいじめ件数の月別学校別がわかる資料」の行政情報公開請求に対し、平成25年1月29日に行行政情報の学校名を非公開として一部公開決定を行い、学校別で学期別の県調査の資料を公開したものでございます。この決定に対して、学校名を公開するように異議申し立てが成されたものでございます。

まず、この申し立てに係る事務処理についてご説明いたします。この申し立てに係る取扱いとしては、3通りの対応がございます。左端(1)にありますように、この不服申し立てが明らかに不適法である場合には却下となります。今回の事案には不備な点はございませんので、この(1)の取扱いには当たりません。つぎに(2)及び(3)についてでございます。(2)は「裁決又は決定で、不服申し立てに係る公開決定等(公開請求に係る行政情報の全部を公開する旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し当該不服申し立てに係る行政情報の全部を公開する。」とした場合でございます。(3)は、今回の一部公開、学校名非公開が妥当であると判断した場合、高知市行政情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとなります。本件に関しましては、(2)の全部を公開、つまり学校名を公開するか、または(3)の学校名非公開とした一部公開が妥当であると判断し、諮問するかをご判断いただくことになります。

資料2は、平成25年1月15日付けで提出された、行政情報公開請求でございます。資料3は、学校名を非公開として学校別で学期別のいじめの件数等を示したもので、県調査による個表でございます。資料4は、請求者に通知した行政情報の一部公開決定通知書でございます。この資料4の3「公開することができない部分並びに根拠規定及び理由」でございますが、(1)「公開することのできない部分」①「月別にわかる資料」につきましては、(3)「理由」の①にあるように「当該情報を作成していないため、文書不存在」でございます。(1)の②「学校別にわかる資料のうち、学校名」も公開できない部分としておりますが、公開できない理由は(3)「理由」の②にあるとおり、「当該情報は「いじめの認知件数」について男女別、学年別の内訳が記載されており、これらの情報と学校名を組み合わせることによって、認知件数に関する児童・生徒を特定することができ、個人の権利利益を害するおそれがあるため(高知市行政情報公開条例の第9条の第2号)。また、当該情報は、高知県が県内の状

況分析をするための資料であって、学校別の公開を前提としたものではない。これを公開することによって、県や学校との協力関係を著しく損なう恐れがあるとともに、学校における地域との良好な関係の構築や、今後の調査等において公正かつ詳細な事実確認が行い難くなるおそれがあるため。(第9条第6号)」として一部公開決定を1月29日付けで請求者の方にお出ししました。なお、高知市行政情報公開条例第9条第2号及び第6号は資料に掲載しておりますので、ご覧いただきたいと思います。その結果、請求者から3月4日付けで、資料5にございますように、異議申し立てが成されたものでございます。異議申し立ての理由といたしましては、資料5「異議申し立ての趣旨の理由」のとおりでございます。本件に関しまして、学校名の公開または審査会への諮問のいずれが適当であるかについて、ご審議をお願いいたします。

門田委員長

ありがとうございました。

それでは、議案審査に移りたいと思います。

この公開請求に対して、この方にどのような回答をされていますか。

人権・こども支援課長

資料の3でございます。学校名を消して、学期毎のいじめ等の状況を整理したものでございます。すでに、これをお渡ししております。この資料は、1校の1学期分だけですが、請求は平成23年4月1日から24年12月31日まででございますので、実際には平成24年の2学期分までをまとめたものをお渡ししております。

門田委員長

全小中学校の分をということですか。

松原教育長

この各学校別で学校名を消したものを、そのままお渡ししたのですか、まとめたものをお渡ししているのですか。

人権・こども支援課人権教育指導班長

各公立小中学校の学期別の個表すべてを、請求者にお渡ししています。

門田委員長

この個表には、いじめだけでなく、暴力行為も不登校も全部出ているということですか。

人権・こども支援課人権教育指導班長

全部でております。

松原教育長

お渡ししたこの個表では、だめだと。黒塗りしている学校名を公開するように、ということですね。

人権・こども支援課長

そうです。

西山委員

資料3-2に記載されている内容、大きく3項目あるわけですが、この中で行政情報公開請求で求められているのは2項目目だけだと思うのです。なぜ、他のものまでつけて出したのか、というのが素朴な疑問です。というのは、相手はいじめの件数だけ出すように言っているのに、なぜ長期の欠席だとか、あるいは暴力行為に関わるものまで出したのかが疑問です。

人権・こども支援課人権教育指導班長

こちらに存在する資料としては、この個表でございますので、逆に言いますと学校名を消したうえに、さらに他の情報も消す理由にならないという判断でございます。

西山委員

意見です。相手はいじめの月別の件数と学校名の情報を請求しているので、それに対して明らかに資料がないものは、不存在のため公開できない、で良いと思います。また、件数に関することについては、いろいろな調査項目があります。そこから抜粋、要約してこの事案に関する分だけを出すということは、資料の捏造でもなんでもないのです。資料を加工して、相手方の求める情報に正確にお答えしたということになるので、そちらが親切だと思います。逆に、事務方の手元にあるからこの情報を出しますというのは、不親切だと思います。というのは、求めている情報と違うから。だから、情報開示のなすべき体制として、相手が求めている形の情報に整理して出すのが、正しいやり方ではないかという意見です。手元にあるからそのまま出しましたというのは、手前勝手な話だと思います。相手が求めているのは、いじめの件数だけなのに、関係のないものまで出すのは、どうなのでしょうか。

人権・こども支援課人権教育指導班長

おっしゃった内容につきましては、我々の中でも議論になりました。不明な点を情報公開センターとやり取りをする中で、学校名を消す上にさらにその部分を消すわけにはいかない、という判断となりました。

西山委員

学校に対して、色々な項目で調査がある中で、情報開示請求で求められているのはどれですか、というのがいちばんの着眼点です。学校名を出すかどうかは、情報公開の権限を持っている所管が決めるところです。なので、学校名を消したことに関しては、これは当然のことながら支障がありますから出せませんというのは結構です。それと同時にいじめの件数という項目だけを抽出して提供するというのが、情報公開の体制として適正ではないでしょうかということです。今回、この形でなさったわけだが、今後色々な要望が出たときにはポイントを絞って出さないと、相手方の当初の目的がありますが、それがいったん済んだあとで、「では、この長期欠席について聞きますよ。」ということになりかねないので、やはり的を絞ったほうが良いと思います。

門田委員長

ご意見をお願いします。

西森委員

今回問題になっているのは、黒いマジックで消されている部分の情報であるということをまず絞り込みましょう。そこには学校名が書かれている、まさにここを開示してほしいということですね。高知市行政情報公開条例9条2号により非公開だと判断されていますが、それでよろしいでしょうか。きちんと調べてこなかったのですが。要するに、消されているのが、人の名前や電話番号であれば、それはまさに9条2号に書かれていることでしょうね。ここには、「個人に関する情報であって」と謳われているので、個人に関する情報についてこの条文では問題にしますという趣旨ですよね。この「個人に関する情報であって」は、どこまでかかるんでしょうか。「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できることができるもの」という前段には当たらぬと思います。学校名ですから。その次の「又は」以降、「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの。」という、後段にあたりそうなイメージはぼんやりとあります。ここはシビアに考えて、「個人に関する情報であって」の後は、①「当該情報に含まれる氏名云々」と、そして②として「特定の個人を識別する云々」の両方に係ると思ったらよいのでしょうか。または、「個人に関する情報であって」から「又は」までが前段で、後段は、個人に関する情報ではない、だけど特定の個人を識別することはできなくても公開することにより識別の可能性がでてくる、ということなのかその辺はどうでしょうか。

人権・こども支援課人権教育指導班長

委員さんご指摘の部分でございますが、個人情報は公開できないという部分と、その部分によって特には個人を識別することはできないが、他の情報と組み合わせることによって個人が識別される、または個人の権益が害されるおそれのあるものと、捉えております。

西森委員

9条2号の前半と後半で完全に切れて、冒頭の「個人に関する情報」というのは前半部分にしかかかりないという読みかたなのでしょうか。

この条例の規定が難しいですよね。入れ子構造になっていて、イエスの規定でそれによって判定して、その後ノーの規定があってすごく読み取りにくい規定ぶりになっているのは承知しているのですが、雰囲気で解釈すると足元をすぐわれてしまうと思います。どの要件に係って非公開なのかというのをきちんと詰めて結論を出さないと、結果が妥当であっても、ややこしい部分で紛争を生んでしまうと思います。では、これについては、9条2号該当でいいのでしょうかけど、その中でも後段であるという理解ですね。

人権・こども支援課長

小規模の学校で、数が極めて少なくなると他の情報と合わせて個人が特定される可能性もあるということです。大きな学校で4年生が4人などという数字であれば、個人は特定されないのでしょうが、小規模の学校で1人とかの数字であれば、引っかかってくるのではないかと思います。

門田委員長

法律的にどうかと考えていくと、どうなのかはわかりませんが、教師の立場で言うと、ここで学校名を公開するということは、やはり件数が多い学校が出てしましますよね。この請求者は、なんら問題がないと言われているけれど、非常に問題を感じますので、なんとかこの方にも納得してもらえるようにきちんと理由をつけて、学校名は出さないとしたいと思いますが、皆さんどうでしょう。学校名を出したら、「いじめの数が多い学校はこの学校」とつなげられてしまいますよね。いじめの件数が多いことがいじめに向き合っていないということではないし、きちんと向き合っている学校は件数が余計に出ているということもあると思います。やはり学校名を出すというのは、個人情報ではないといわれるにそなわぬかも知れないが、みなさんいかがでしょう。

山本委員

言われるように、小規模校になればなるほど個人情報に近くなると思います。なかなか公開しにくいのではないかという気がします。

松原教育長

例えば、今は学力テストをしています。そして、高知市全体の学力の状況は公開していますし、県としても市町村の情報は全部公開してもらいたいのですが、小さい自治体で公開すると子どもが限定されてしまう。だから高知市の学力の状況と比べる時に、県は教育事務所単位に比べることしかできていない。公開することによって、学校が限定されるということは、教育を行っていく上で色々な形で問題があるように思います。例えばいじめの問題でも、件数が多いほうから順番に序列化していくという問題もあろうし、また学力も同じですよね。今回公表したら、今後も公開しなければならなくなる。そうなると、小学校が1番から順番に順位制が公開されることになってきて、公教育そのものがやりにくくなってしまうと感じます。非公開の理由が、この条例のどの部分になるのかはよく分からぬのですが。

西森委員

9条2号かなと思ったのですが。6号の調査のことにも関わってきますよね。

今思ったのですが、2号に関して言えば、例えばいじめていた子あるいはいじめられていた子が存在したという事実は、この個表から出てくるのですよね。その人が通っている学校というのは、当該いじめている子の個人情報になるのかもしれませんね。通学先が特定されるという意味において。そうだとすると、2号の前段でも理由になるのかなという気もします。隠されているのは学校ですが、個人の通学先という意味では個人情報と捉えられるのかもしれませんね。そして、今後この結論を維持するのであれば、高知市行政情報公開・個人情報保護審査会で執行機関として説明を求められることになったときに、そこを十分理論武装してお話になるのだろうと想像します。そのことと、あと先ほど松原教育長が言われたことが、大きなヒントを含んでいて、同種事例があるのではないかという気がするんです。いじめについては、ここ1、2年のことですからまだ行政情報の公開についての事例はないのかもしれません、学力テストについては、開示せよという紛争が他地域でも起きている可能性があって、そこでどういう判断が下されているのか非常に参考になる可能性があると思います。つまり判例のようなものとして。そのようなことは調査されましたか。すばりいじめについてでなくても、そのようなことはありそうですよね。

人権・こども支援課人権教育指導班長

学力の部分については調べていないんですけども、いじめの他の事例については、情報公開センターとやり取りするうえで、いくつかあるとお聞きしています。その中でも、学校名を公表するかしないかで、見解が分かれているということはあるようです。判断が一律ではない、というようなお話はその中で出ていました。

西森委員

自分が調べてもいないので申し訳ないのですが、最終的には、過去にいじめにこだわらず不登校であっても学力テストであっても、あるいは部活の取組状況であるとか、いわゆる学校に関する統計について、学校名の開示非開示が問題になっている事例ということで広げてやってみれば、ひょっとして裁判にまでなって判決が出ているものがあるかもしれないですね。そういうのをいくつか集めていたら、理論武装するためのいろんなデータが集まってくるのかなという気がします。私は、結論としては、公開することには弊害があるような感じがしています。ただ、感じがするだけではいけないのでしょうから申し上げました。

松原教育長

弊害があるというと。

西森委員

一部非公開が妥当ではないか、と思いました。先ほど申しました理由とほとんど一緒で、「これは学校の名前が隠されている形でありながら、実はいじめに関する当事者の個人情報であるのではないか。通学先が明らかになるという個人情報ではないか。」と考えられますから、そういう意味では開示することによって、特定識別されるおそれがあるし、それからその学校についてのいろいろなイメージを醸成すると権益を害するおそれもあるのであろう、という感じは私もいたします。この情報公開の怖さは当該開示を受けた方が非常に慎重な方であるとしても、流出するおそれは常に考えなければいけないと思っています。それが流出することで、どういう波及効果があるかということを考えたときに、学校名まで出るということは、本当にいろいろな解釈を生む可能性があると思います。これは、漠然と怖いというだけではいけないと思いますが、はっきりと悪影響を及ぼす可能性があるということではないかと思います。

門田委員長

他にご意見は。

松原教育長

今後の問題として、西山委員さんがいわれたように、指摘された内容は公開したとしても、指摘されていない内容まで公開する必要はないのではないかということですね。同じ様式の中にあったとしても、それは黒塗りで塗りつぶして出すべきではないかというのは、僕もそのとおりではないかと思います。

西山委員

対象外のものは出さないほうがいいですね。

整理する意味で、学校名が公開されていいのはどういう場合かと考えて見ました。学校の業務に関する入札などは、確実に出ます。これは、生徒、教員の不利益になるということはないですね。あとは、新聞などによく出てくる、とてもプラスになる活動をしましたという時、これは学校名なり、あるいは生徒名が出る場合もある。逆に、生徒のあまり望ましくない行為に関して学校名が出るというと、暴力沙汰があります。暴力事件については、新聞で学校名が出ますよね。だから、そのようなことを除いて、つまりよほど事件になることを除いては、学校名は公開されないのかな、と感じています。だから、間接的にはあるにせよ、事件になっていない状態であれば学校名は公開されない。それで、事件という形になった場合は、学校名は公開されるというような流れではないかと感じています。

依岡教育次長

先ほど担当からも申しましたように、問われていない部分をどのように扱うのかということは、かなり論議いたしました。情報公開センターとのやりとりの中で、このような形になったわけですが、今後については、ご助言いただいたことをベースに、対応を考えいかねばならないと思っております。

また、学力調査の関係では、調査のスタート時点、文部科学省としては、基本的に国は国、都道府県は都道府県で公表については判断してくださいという姿勢でした。そして、学校は学校の判断ということで、基本的にはオープンにしないという前提でスタートしたものでございます。そのなかで、我々高知市としても、市のレベルではオープンにいたしますが、学校についてはそれぞれの判断で行うというところで、学校名までは、学力調査の趣旨から判断し、公表までは至っていないというのが現状ではないかと思います。大阪府などでは、市町村によっては学校名まで公開するという傾向は出てきていますが、全国的には学校名までは公開しておりません。特に、山本委員さんが言われたように、小規模の場合、人数が限られていれば特定されていくので、それは避けていこうという傾向があります。

それから、これ以外にも国の調査は色々ございますが、調査の趣旨から考えると、国へ提出していく際には学校名まで公表されるということは、ほぼなかったと思います。

逮捕案件等々に関わっても、公立高校であるとか高知市内のといった報道の仕方をされますので、あまり学校名は出ないと思います。

西山委員

確かに、校名がでていると申しましたのは、私の誤りです。内部文書で出ていたものと勘違いしていました。訂正します。

松原教育長

校名が出ることもありますよ。社会的に大きな問題であれば。新聞社内部で論議して、校名を出すケースがありましたね。確かに普通は出しませんけれども。

門田委員長

皆さんのご意見をお聞きしていますと、資料1の(3)「一部公開結締が妥当であると判断する。」という結論になると思います。この後の流れがどうなるか、教えていただけませんか。

人権・こども支援課人権教育班長

高知市行政情報公開・個人情報保護審査会に諮問をいたします。諮問しましたら、理由書、説明書の提出を求められますので、理由書、説明書を提出し、一方で、異議申立人からも意見書が出され、双方の意見を聞く場が設定されるという流れになろうと思います。おおよそ1か月以上かけて結果が出されるかと思います。

門田委員長

そこで出された答申をもって、この件については終わりということになりますか、差し戻されることもありますか。

人権・こども支援課人権教育班長

終わりということではないですが、条例には答申を尊重しなくてはならないとなっています。

門田委員長

情報公開に関しての様式には、教育委員長名を記載する箇所が大変多くて、非常に責任を感じています。

西森委員

訴訟になる場合もありますよね。実施機関の行為が妥当との判断が出て、一部公開という結論が出来て不満であれば訴訟にいくこともありますよね。

門田委員長

質疑等ありませんか

松原教育長

理論的構築をしないといけませんよ。

門田委員長

審査会に諮問したら、そちらが対応するのですね。

人権・こども支援課人権教育指導班長

私どもからは、理由書を出し、異議申立人からは意見書を出したのち、さらに意見を述べる場が設定される形になっております。

門田委員長

その意見を述べる場には、教育委員会からも出席するのですか。

人権・こども支援課人権教育指導班長

担当が出席いたします。

門田委員長

質疑終了してよろしいでしょうか。

では、採決いたします。市教委第5号「行政情報一部公開決定に係る異議申立てについて」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異議なし】—————

門田委員長

異議なしと認めます。市教委第5号は、原案のとおり決しました。次に、日程第3市教委第6号「平成25年4月1日付け事務局等職員の人事異動について」を議題とします。

この案件は、人事議案のため秘密会といたします。よろしいでしょうか。

委員一同

—————【異議なし】—————

門田委員長

ご異議なしと認めます。よって、この案件は秘密会といたします。

(この案件は、高知市教育委員会会議規則第10条の規定に基づき秘密会とし、同規則第13条第4項の規定に基づき会議録に記載しない。)

門田委員長

秘密会を解きます。

本日の議事日程は終了いたしました。これで、教育委員会を閉会します。

開会 午後6時20分

委員長

3番委員